

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	木立地区 (中尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月2日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

木立地区の南部、国道388号線沿いに位置し、ダムの下流に農地が広がっている。

水田と施設園芸(いちご、トマトなど)を主とした農業が行われている。

<課題>

・地域内の担い手への集積は困難な状況。

・大中尾地区は上流にダムがあるが、ダムの水を使えておらず水があまり無いため耕作条件が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

数年後の農地の保全のために現状の担い手に可能な範囲で集積を行いながら、外部から新規担い手を呼び込むことで地域農業の維持を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者、法人への農地の集積・集約化を推進しながら、外部からの新規担い手を呼び込む方針とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の意向に沿った集積・集約化を段階的に進める。 将来的に担い手が効率的な営農が可能となる集積・集約化を進めていきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上や農地の集積・集約化を進める中で、将来的に必要なに応じた事業の活用を検討していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
主な担い手の家族による後継者を育成しながら、保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法人や担い手の体制の状況によっては作業委託も検討する方針とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

⑦・⑧について
保全組織の活動を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。